

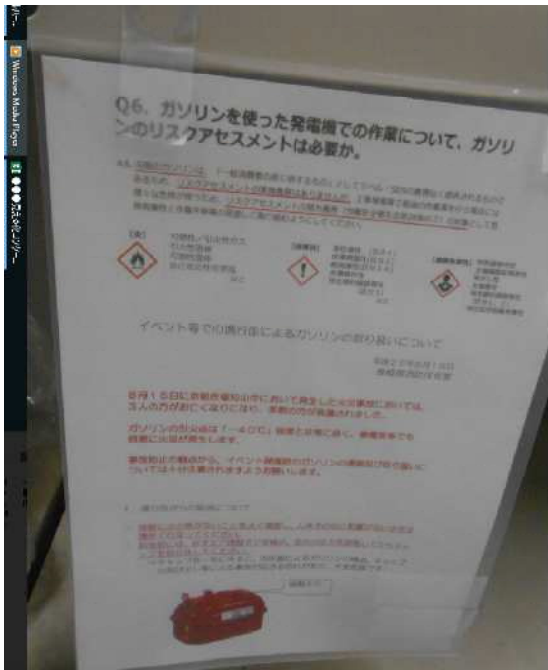
ガソリンのRAと取扱い注意表示の「見える化」

「現場の発電機等で使うガソリンは特定化学物質に該当するのか？」
「特定化学物質に該当するのであれば SDS表示が必要か？」
「ガソリンのリスクアセスメントも必要か？」
「セルフのガソリンスタンドでSDS表示を見たことがない。必要ないのでは。」
現場では、このような疑問は多く出ますが、そのまま放置されているのが実情です。

ガソリンは特定化学物質か。SDS表示が必要かを調べ、事故事例もあわせて現場のガソリン携行缶保管場所に

【リスクアセスメントQ & A】と【ガソリン爆発事故例の注意表示(長崎県消防保安室)】
表示して注意喚起を行っています。

Q & A と注意表示



ガソリン携行缶保管場所にQ & A と注意表示を掲示



ガソリン携行缶保管箱にQ & Aと注意表示を掲示



ガソリン携行缶保管専用箱



Q6. ガソリンを使った発電機での作業について、ガソリンのリスクアセスメントは必要か。

A6. 市販のガソリンは、「一般消費者の用に供するもの」としてラベル・SDSの義務なく提供されるものであるため、リスクアセスメントの実施義務はありませんが、工事現場等で給油の作業等を行う場合には様々な危険が伴うため、リスクアセスメントの努力義務（労働安全衛生法第28条の2）の対象として危険有害性と作業手順等の見直しに取り組みようとしてください。



【炎】

可燃性/引火性ガス
引火性液体
可燃性固体
自己反応性化学品
など



【感嘆符】

急性毒性 (区分4)
皮膚刺激性(区分2)
眼刺激性(区分2A)
皮膚感作性
特定標的臓器毒性
(区分3)
など



【健康有害性】

呼吸器感作性
生殖細胞変異原性
発がん性
生殖毒性
特定標的臓器毒性
(区分1, 2)
吸引性呼吸器有害性

ガソリンは消防法第2条7項 第類「引火性液体 第一石油類」に該当して 指定数量200ℓの1/5(40ℓ)以上は消防署長への届出が必要な危険物です。緊急時の予備燃料として最低限必要数量を保管管理して下さい。

イベント等での携行缶によるガソリンの取り扱いについて

平成25年8月19日
長崎県消防保安室

8月15日に京都府福知山市において発生した火災事故においては、3人の方がお亡くなりになり、多数の方が負傷されました。

ガソリンの引火点は「-40℃」程度と非常に低く、静電気等でも容易に火災が発生します。

事故防止の観点から、イベント開催時のガソリンの運搬及び取り扱いについては十分注意されますようお願いいたします。

1. 携行缶からの給油について

- 周囲に火の気がないことをよく確認し、人体その他に影響がない水平な場所で行なってください。
- 給油前には、必ずエア調整ネジを緩め、缶内の圧力を調整してからキャップを取り外してください。

⇒キャップを一気に外すと、内圧差によるガソリンの噴出、キャップの飛び出し等による事故が起きる恐れがあり、大変危険です。

